

平成 23 年 9 月 27 日

会 員 各 位

会 長 安 藤 一 重

臨時総会の開催のお知らせ

会員の皆様には、日頃より協会活動にご理解ご協力いただき誠にありがとうございます。

この度、臨時理事会を開催することになりましたのでお知らせいたします。

去る、本年 5 月 28 日（土）新潟市で開催された第 41 回総会において定款変更案の審議が行われ、定款第 5 条第 6 号の事業に「有料職業紹介」が追加承認されましたが、大阪市から受託した就労支援事業を推進するうえで再度、定款変更をする必要が生じたため、急遽、臨時代議員総会を書面にて開催することとしました。

また、時間が急迫しているため、今回の臨時総会における議決は、理事会の承認を得て、全代議員及び役員による書面表決で行うこととしました。

理事会及び総会の書面表決は定款で認められており、議決権の行使を阻害するものではありません。そこで本総会の議決は、定款第 31 条及び第 37 条における「当該議事につき書面をもって、あらかじめその意思を表示した者は出席者とみなす」との規定に基づき実施することとします。ご了解いただきますようお願い申し上げます。

資料を添付しておりますので、質問等があれば会員ホットラインにお願いいたします。

記

1. 臨時総会開催日時 平成 23 年 9 月 30 日（金）午前 9 時
2. 開催場所 東京都港区新橋 6-17-17 御成門センタービル 4 階
3. 議 題
第 1 号議案 定款変更案第 5 条第 6 号の修正について
(資料別添のとおり)

1.定款変更案の修正提案（第5条第6号）——新旧対照表

第41回総会で議決された定款変更案	今回の修正提案
<p>(事業)</p> <p>第5条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) 産業カウンセラー及びキャリア・コンサルタントの養成、試験の実施及び登録</p> <p>(2) 産業カウンセリングに関する調査、研究及び成果の発表</p> <p>(3) 産業カウンセリングによる相談及びその普及・啓発</p> <p>(4) 産業カウンセラー及びキャリア・コンサルタントに対する研修、指導及び援助</p> <p>(5) 産業カウンセラー及びキャリア・コンサルタントに係る職域開発</p> <p>(6) 産業カウンセラー及びキャリア・コンサルタントに係る無料及び有料の職業紹介</p> <p>(7) 産業カウンセリングに関する専門家の派遣</p> <p>(8) ADR 事業の実施</p> <p>(9) 産業カウンセリング普及のための広報活動</p> <p>(10) 機関誌、資料等の刊行、配布</p> <p>(11) 関係機関、団体等との連絡及び協力</p> <p>(12) その他本会の目的を達成するために必要な事業</p>	<p>(事業)</p> <p>第5条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) 産業カウンセラー及びキャリア・コンサルタントの養成、試験の実施及び登録</p> <p>(2) 産業カウンセリングに関する調査、研究及び成果の発表</p> <p>(3) 産業カウンセリングによる相談及びその普及・啓発</p> <p>(4) 産業カウンセラー及びキャリア・コンサルタントに対する研修、指導及び援助</p> <p>(5) 産業カウンセラー及びキャリア・コンサルタントに係る職域開発</p> <p>(6) 産業カウンセラー、キャリア・コンサルタント、<u>その他求職者</u>に係る無料及び有料の職業紹介</p> <p>(7) 産業カウンセリングに関する専門家の派遣</p> <p>(8) ADR 事業の実施</p> <p>(9) 産業カウンセリング普及のための広報活動</p> <p>(10) 機関誌、資料等の刊行、配布</p> <p>(11) 関係機関、団体等との連絡及び協力</p> <p>(12) その他本会の目的を達成するために必要な事業</p>

(注) 下線部分が今回の修正案である。

2. 提案趣旨

当協会の実施する無料及び有料の職業紹介について、その対象を産業カウンセラー及びキャリア・コンサルタントのほか、求職者一般に拡大し、事業推進活動のより積極的な展開を図ろうとするものです。

1) 第1号議案提案理由

去る、本年5月28日（土）新潟市で開催された第41回総会における定款変更議案の審議は、関西支部が大阪市から受託した就労支援事業推進のため、定款変更案第5条第6号の事業に「有料職業紹介」を追加するもので、総会において承認されました。その後、この件について、事業発注者である大阪市より有料職業紹介の対象は、「産業カウンセラー及びキャリア・コンサルタント」に限定することなく、求職者全体を対象とすることが必要との見解が示されました。従って総会で承認された定款変更案では、事業発注者の求める求職者一般に対する「有料職業紹介」の許可は得られないことが判明いたしました。この件について、理事会で慎重に検討した結果、今回の事業は受注金額が1億円に近い大型案件であること、来年度以降の受注可能性等を考慮し、定款について必要最小限の修正を行なうことの、承認を得ましたので、臨時総会を開催することといたしました。

また、第41回総会で承認された第3号議案は、内閣府の認可を受け一般社団法人へ移行後施行される予定でしたが、早急に「有料職業紹介」の許可を得る必要から、定款第5条6号については本臨時総会の承認を得た後、厚生労働省の認可を受け施行することとします。

<補足説明>

今回は、定款変更案第2条第2項第4号及び第9号（第41回総会第1号議案）及び第5条第6号（同総会第3号議案—今回修正提案しているもの）について、厚生労働省の早期認可が得られるようお願いしている段階（調整中）である。